第2回 村上市歷史的風致維持向上計画策定委員会 議事録(概要)

会議名	第2回 村上市歴史的風致維持向上計画策定委員会
日時	平成 28 年 1 月 7 日 (木) 13:30~15:35
会場	村上市教育情報センター会議室A・B (2階)
出席者	【委員】 岡崎副委員長、大場委員、佐藤委員、須貝委員、益田委員、川上委員、会田委員、大嶋委員、忠委員、板垣委員、田辺委員、水澤委員、碓井委員 ※欠席 西村委員長、大竹委員、齊藤委員、井上委員、山口委員 【オブザーバー】 国土交通省北陸地方整備局建政部:大関都市調整官、加藤都市・住宅整備課係長伊藤計画・建設産業課係長 【事務局】 都市計画課 : 東海林課長、小田課長補佐、渡邊係長、田中主査、大田主査生涯学習課 : 田嶋課長、富樫課長補佐、竹内主査エヌシーイー:岩渕、木野勢
内容	1. 開 会 2. 挨 拶 3. 確認・報告 (1) 第1回策定委員会の議事内容について (2) 歴史まちづくりワークショップでの検討状況について 4. 議 事 (1) 歴史的風致の維持及び向上に関する事項について (2) 歴史的風致形成建造物に関する事項について 5. その他 6. 閉 会

## 議事概要

#### ■確認・報告(1)から(2)の事項について

- ・三国街道、出羽街道、米沢街道と出ているが、村上が起点となっている街道は一切ない。三国道の取り 付け起点は村上ではなく、米沢は米沢往還道が正式名である。出羽についても出羽街道という名称はな く、出羽道である。その点を訂正した方がよいのではないか。(大場委員)
- →史実に関しては詳細に確認する必要があるので、事務局で確認すること。(岡崎副委員長)

# ■議事(1)の事項について

- ・「未指定等により喪失の危機にある歴史遺産も多数存在する」と書いてあるが、未指定の理由として、検 討したが文化財に指定されなかったものと、歴史遺産と思わるが文化財の指定を検討していないものが あると思われる。市として、喪失の危機にある歴史遺産のリストアップは実施しているのか。また、リ ストアップ後に文化財の指定を検討したのか。(板垣委員)
- →(2)の議事に関連することから次の議事で説明があると思うが、歴史遺産のリストアップの有無については答え方が難しく、現在検討している歴史的風致維持向上計画において旧村上城下の武家町、町人町、寺町地区内の歴史的建物といえる戦前に建築された建築物については、リストアップし調査を実施している。その一つ一つの建築物に対し文化財指定の話があったかどうかは個別の話であり、おそらく公式記録には残っていないと思われる。これまでにも、武家屋敷については、色々な取り組みはあったと思うが、諸事情により指定しなかったのではないかと思われる。

なお、文化財には指定文化財と登録文化財があり、登録文化財の町家は多くあり、今後も新たに登録文 化財として保全保存することは可能である。歴史的風致維持向上計画は、歴史遺産の保全保存を推進す るための計画でもあり、景観計画に基づく助成金や準民間の町屋の外観再生プロジェクトと併せて活用 することでさらなる保全保存が期待できる。(岡崎副委員長)

- →指定文化財は、外観だけではなく内部も含めて指定された状況を後世に残していこうというものである ことから、居住者に対し大きな負担がかかるため、一般住宅を指定するのは難しい現状である。過去に 武家住宅のリストアップはされていると思うが、なかなか同意が得られず指定が進んでいないという状 況である。(事務局)
- ・歴史的風致維持向上の解決策の一つに調査を踏まえた文化財指定等の推進とされている。また、重点区

域の条件として、指定文化財の立地が条件になっていることから、指定文化財にはメリットがあると思われるが、登録文化財に対して補助などのメリットはあるのか。(川上委員)

→登録文化財は、登録文化財制度の中でいくつかの支援策があり、その支援は、歴史的風致維持向上計画 の重点区域に関わらず受けることができる。

歴まち計画の重点区域の指定にあたっては、核となる何らかの国指定文化財等の立地が条件であり、旧村上城下には3つあることから、旧村上城下の広いエリアを前回の策定委員会において仮の重点区域に設定した。この区域中では、歴史的風致維持向上計画のメニューでしかできないことが実施できたり、スムーズに事業が使えたり、国からの補助率が嵩上げされたりというメリットがある。(岡崎副委員長)

### ■議事(2)の事項について

- ・重点区域は、国の支援を受け集中的に整備する区域であり、市としては旧村上城下の武家町、町人町、 寺町の範囲を重点区域に指定する方針なのか。(会田委員)
- →前回の策定委員会においても話題になり検討したが、事業の実施については旧村上城下だけではなく、 その他の地域においても整備の必要性はあると思われるが、重点区域の指定条件等を考慮し、旧村上城 下の武家町、町人町、寺町を仮の重点区域として設定をした。歴史的風致維持向上計画の事業期間は、 概ね10年であり、10年を経過した認定自治体がないことから、これから先のことはわからないが、今 後、現在、設定している区域外も検討する必要はあると思われる。(岡崎副委員長)
- →法律施行から 10 年が経過しておらず、10 年を経過した認定自治体がない状況である。村上市も現在、 計画を策定しているが、先行している認定自治体から制度の継続の声を上げることにより継続も考えら れる。(オブザーバー)
- ・私が所有する建築物が登録有形文化財になっているが、居住している人は文化的な価値があるという意識が全くない。登録有形文化財に申請する前までは、不便なだけであったが意識が変わった。登録有形文化財になっても文化庁からの補助金は一切なくプレートが来ただけではあるが、それ以来、商売においても生き方においても考え方が変わった。(益田委員)
- ・歴史的風致形成建造物に指定する物件数(目標値)をどれくらいに想定しているのか。(碓井委員)
- →歴史的風致形成建造物の指定にあたって、最優先に考慮することは所有者の同意である。現段階で目標値は設定していないが、所有者の意向も把握しながら、次回の策定委員会に候補となる建造物を提示する予定である。(事務局)
- →今回実施した歴史的建造物の調査の結果では、戦前の歴史的建造物の件数が約800件だが、他の自治体の歴史的風致形成建造物の指定物件数をみると件数は多くない。(岡崎副委員長)
- ・歴史的風致形成建造物に指定されることで、市の制度にもよるが補助が受けられるメリットがあるが、 現在、市で実施している景観条例による景観形成助成金も同様のメリットであり、歴史的風致維持向上 計画の重点区域以外の地区でも活用できることからPRが必要である。(岡崎副委員長)
- ・歴史的建造物の定義が書いてあるが、土木構造物はどのようなものか。また、今回の調査において、それらの物件も調査を実施したのか。(佐藤委員)
- →土木構造物は、一般的には、トンネル、橋梁、ダム、砂防ダム等である。このようなものは、文化財として指定や登録が可能であり、実際に全国的に指定されているものが多数ある。通常、建造物には土木構造物も含まれるが、今回の調査は、旧村上城下内の建築物に特化したものであり土木構造物の調査は実施していない。(岡崎副委員長)
- →今回の調査以外で土木構造物も調査したことはあるのか。(岡崎副委員長)
- →庁内において、対象となり得る土木構造物の有無を検討したが、旧村上城下の武家町、町人町、寺町地 区内に確認できなかった。(事務局)
- →城に築いた土塁等は土木構造物とは考えないのか。(佐藤委員)
- →土塁は、史跡、遺跡になることから土木構造物とは考えない。(岡崎副委員長)
- ・今回の歴史的建造物の調査結果をもとに、歴史的風致維持向上計画の策定過程において、国や県、市の 文化財指定を目指すことも考慮する必要があるのではないか。(板垣委員)
- →計画策定を機会に文化財の指定に向けた方法を検討することはあり得るが、今回の調査内容は、文化財 指定を前提としていないことから、文化財の指定は、追加調査が必要である。(岡崎副委員長)
- →市の文化財に指定する場合には、村上市文化財保護審議会で諮問することになっており、可能性は無い とは言えないが文化財の指定は容易ではない。(事務局)
- ・今後、内部も含めて町家の建物が貴重になっていくと思う。末永く保存に協力してもらうには文化財の 指定を受けた方が良いと思うので、市として対応が必要ではないか。(板垣委員)
- →武家住宅だけでなく町家も村上の大事な歴史的な資源である。現在、数件の武家屋敷が市の指定文化財であるが、町家も指定文化財にする必要がある。市の文化財行政として、取り組む必要がある。(岡崎副委員長)

- ・神林地域内の塩谷では、活性化委員会というまちづくり団体を立ち上げ、商業の発展に結び付ける取り 組みを実施している。現在は、訪日外国人が増加しており、商売と結びつけることにより村上の知名度 も上がると思われることから、観光に結び付けるような展開を考える必要がある。(須貝委員)
- →塩谷は、市の景観計画において重点地区に指定されており町並みもよく残っている。立派な重要な建造物については、国の指定等を目指す必要もある。地区としては、重要伝統的建造物群保存地区の指定を目指すことも考えられる。(岡崎副委員長)
- →塩谷での取り組みとして、現在、登録有形文化財の物件として文化庁に意見を具申したものが3件あり、 順調にいけば今年中にも登録有形文化財に登録されると思う。市としても登録有形文化財への登録を進 めていきたいと考えている。(事務局)

### ■その他

- ・次回の委員会は、4月8日(金)に開催を予定しており、詳細については後日連絡する。
- ・現在、策定委員会において歴史的風致維持向上計画を策定しているが、国へ計画の認定申請する前に、歴史まちづくり法第11条に規定されている法定協議会を設置する必要があり、3月の市議会で協議会を設置する条例の制定を予定している。なお、協議会の役割は、歴史的風致維持向上計画の作成や変更、進捗状況の管理である。(事務局)

以上